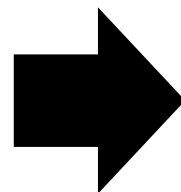


○ 倉吉市支障木伐採事業費補助金の変更点（令和3年度→令和4年度）

令和3年度【旧】
《補助要件》 ※次のいずれにも該当し、支障木の伐採等の許可等は申請団体で責任をもって行う事ができるもの
○所有者又は管理者が地域に不在もしくは高齢者等で管理が出来ない場合
○車両等の通行に障害を及ぼすと判断される場合
<u>○集落までのアクセス道路が土砂災害危険箇所等に隣接しており孤立することが予想される場合</u>
○支障木とは高さが概ね10mである場合(竹を含む)
<u>○敷地内(宅地)からの支障木は対象外</u>



令和4年度【新】
《補助要件》 ※次ののいずれにも該当し、支障木の伐採等の許可等は申請団体で責任をもって行う事ができるもの
○所有者又は管理者が地域に不在もしくは高齢者等で管理が出来ない場合
○車両等の通行に支障をきたすと判断される場合（ <u>枯れ木等で倒木の恐れがある場合</u> ）
<u>○ 削除</u>
○支障木とは高さが概ね10mである場合(竹を含む)
<u>○ 削除</u>
<u>※空き家や高齢者世帯の宅地も対象としました。</u>